3　手続等
⑴　担当部局　〒910―1193 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23―3　国立大学法人福井大学財務部施設企画課専門職員（契約担当）電話　0776―61―8654
⑵　説明書の交付期間及び場所
平成22年9月24日から平成22年10月4日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は除く。9時00分から17時00分まで。⑴に同じ。
⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法
平成22年10月4日17時00分⑴に同じ　持参又は郵送すること。
⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法
平成22年11月22日17時00分⑴に同じ　持参又は郵送すること。
4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付
ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
⑷　手続における交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　有
当該業務は、随意契約予定の実施設計業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募型プロポーザル方式の手続とするものである。
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　記3⑴に同じ
⑻　記2⑴①に掲げる資格を満たしていない者も記3⑶により参加表明書を提出することができるが、記3⑷の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
⑼　詳細は説明書による。

5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Preliminary Design Work of “University of Fukui Hospital”
⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M., 4, October, 2010
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 P.M., 22, December, 2010
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Facilities Planning Division, University of Fukui, 23―3 Matsuokashimoaizuki Eiheiji-cho Yoshida-gun Fukui 910―1193 Japan, TEL 0776―61―8654

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成22年度302号鳴海Ⅲ共同溝工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成22年9月24日
中部地方整備局長　富田　英治
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23
1　工事名　平成22年度302号鳴海Ⅲ共同溝工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　愛知県名古屋市緑区鳥澄～大高町
3　工事概要　工事延長　L＝3,000m、密閉式シールド工　1式（L＝2,900m）、№8換気シャフト　1箇所、№9換気シャフト　1箇所
工期　平成26年3月25日まで
4　申請の時期
平成22年9月27日から平成22年10月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
なお、平成22年10月26日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成22年9月24日から平成23年2月14日まで国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した申請書をダウンロードすることにより特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、電子入札システムを用いて提出すること。
ただし、発注者の承諾を得た場合は持参を認めるが郵送又は電送は受付けない。
なお、持参による場合は、〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館　中部地方整備局総務部契約課調査係　電話052－953－8138（内線2521）まで提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（6⑸の条件を満たすものに限る。）の写し
②　6⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成22年9月24日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式2と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
③　全ての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時と同一の審査基準日のものに限る。）
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年3月31日付け国土交通省官房地方課長、国土交通省官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年3月31日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については平成22年3月31日付け公示6（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2社の組合せとする。
①　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成22年10月25日において次の要件を満たすものとする。
①　平成8年度以降に元請けとして、次の㋐から㋒までに掲げる基準をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。（経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成8年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。）なお、㋐から㋒までは、同一工事であること（（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限る。）。）。
㋐　密閉式シールド工法（推進工法除く。）の工事。